【裏面】平成29年1月発行追補版

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～



|  |  |
| --- | --- |
| **◎掲載情報に変更がありました。** |  |
| ﾍﾟｰｼﾞ | 内容 | 変更前 | 変更後 | 連絡先 |
| ３ﾍﾟｰｼﾞ | 2-1生活福祉資金(福祉費・災害経費)の貸付 | ※市町村が交付する　　り災証明書が必要です。 | ※市町村が交付する被災証明書等が必要です。 | 鳥取県社会福祉協議会電話：0857-59-6333 |
| 2-2生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付 | ※市町村が交付する　　り災証明書が必要です。 | ※市町村が交付するり災証明書または被災証明書が必要です。 | 鳥取県社会福祉協議会電話：0857-59-6333 |
| 2-3災害援護資金の貸付 | ＜対象＞住宅の補修等 | ＜対象＞　　　　　　　生活の立て直しに要する経費（住居・家財・塀・墓の修繕費、生活費等用途に制限はありません。） | 福祉保健課電話：0857-26-7142FAX：0857-26-8116 |
| ※市町村が交付する　　り災証明書が必要です。 | ※全壊･半壊の場合は、市町村が交付するり災証明書が必要です。 |
| 17ﾍﾟｰｼﾞ | 5-8教科書・学用品の給与 | （追加情報）　【私立学校に在籍の方】の問合せ先教育・学術振興課　電話：0857-26-7022、FAX：0857-26-8110E-mail：kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp |
| 【資料】②被災した住宅の建替、修繕を支援します | （追加情報）　住宅再建支援制度を拡充しました。下記要旨です。○賃貸住宅（借家、アパートなど）への支援拡充・借り主が補修することとされている住宅の賃借人等への支援・小規模な賃貸住宅の所有者（家主）への支援○住宅の再建方法の拡充　半壊世帯（賃貸住宅を含む）が住宅を建設又は購入した場合も支援対象とします。 |
| **◎新規情報です。** |
| **中部地震住宅修繕支援センターが開所しました。****被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？****まずは 家を建てた工務店、大工さん や お近くの工務店、****なじみのある業者さん などに相談しましょう。**家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。（鳥取県内の建設・建築関係団体が連携して設立した窓口です。）**【中部地震住宅修繕支援センター】****電　　話　０８５８－２３－５０８８****場　　所　倉吉市東巌城町１２（中部建設会館内）****受付時間　午前９時から午後5時まで**鳥取県庁担当課　住まいまちづくり課　TEL 0857-26-7398 |

　　　　　　　　　　　　　　